



2025年1月15日

各 位

会 社 名 ID&E ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 新屋 浩明
(コード番号：9161 東証プライム市場)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション室長
小泉 慎
T E L : 03-5276-2454

(変更)「東京海上ホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更について

当社が2024年11月19日付で公表した「東京海上ホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」について、一部変更すべき事項がありますので、下記のとおりお知らせします。

なお、変更箇所につきましては、下線で示しています。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、自己資本・手元現金を本公開買付けに係る決済に要する資金として想定しており、新たな資金調達は想定していないとのことです。

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、自己資本・手元現金を本公開買付けに係る決済に要する資金として想定しており、新たな資金調達は想定していないとのことです。

その後、公開買付者は、2025年1月15日現在、金融庁長官から、保険持株会社（保険業法（平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第2条第16項で定義されます。）である公開買付者による当社の子会社化にあたって必要となる保険業法第271

条の22第1項に基づく承認（以下「本承認」といいます。）を得られていないことから、公開買付期間の末日を、届出当初の2025年1月15日から起算して15営業日を経過した日である2025年2月5日まで延長し、公開買付期間を合計50営業日とすることを含む買付条件等（公開買付期間及び決済の開始日）の変更を決定したとのことです。

（6）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

（訂正前）

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、35営業日に設定しております。

また、公開買付者及び当社は、当社が公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会等が確保されていることを確認しており、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

（訂正後）

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、35営業日に設定しておりました。その後、公開買付者は、2025年1月15日現在、金融庁長官から本承認を受けられていないことから、公開買付期間の末日を、届出当初の2025年1月15日から起算して15営業日を経過した日である2025年2月5日まで延長したため、公開買付期間は合計50営業日となりました。

また、公開買付者及び当社は、当社が公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会等が確保されていることを確認しており、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

以 上

（参考）2025年1月15日付「ID&Eホールディングス株式会社株式（証券コード：9161）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」（別添）

2025年1月15日

各 位

会 社 名 東京海上ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 小宮 暁
(コード 8766 東証プライム)
問合せ先 グローバルコミュニケーション部 部長
(東京海上日動火災保険株式会社広報部常駐)
八幡 俊洋 (TEL 03-6704-4268)

**ID&E ホールディングス株式会社株式 (証券コード：9161) に対する
公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

東京海上ホールディングス株式会社 (以下「公開買付者」といいます。) は、ID&E ホールディングス株式会社 (証券コード：9161、株式会社東京証券取引所プライム市場上場、以下「対象者」といいます。) の株券等に対する金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。) に基づく公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) を 2024 年 11 月 20 日より開始しておりますが、金融庁長官から、保険持株会社 (保険業法 (平成 7 年法律第 105 号。その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 2 条第 16 項で定義されます。) である公開買付者による対象者の子会社化にあたって必要となる保険業法第 271 条の 22 第 1 項に基づく承認を受けられていないことから、公開買付者は、公開買付期間を、届出当初の公開買付期間の末日である 2025 年 1 月 15 日から 15 営業日を経過した日にあたる 2025 年 2 月 5 日まで延長することを決定いたしました。

これに伴い、2024 年 11 月 19 日付「ID&E ホールディングス株式会社株式 (証券コード：9161) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」 (2024 年 12 月 23 日付「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「ID&E ホールディングス株式会社株式 (証券コード：9161) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の変更に関するお知らせ」の変更を含み、以下「本公開買付開始プレスリリース」といいます。) の内容を、下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

I. 本公開買付開始プレスリリースの変更内容

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

なお、対象者が 2024 年 11 月 19 日付で公表した「東京海上ホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」 (以下「対象者プレスリリース」といいます。) によれば、対象者は、2024 年 11 月 19 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

(変更後)

<前略>

なお、対象者が 2024 年 11 月 19 日付で公表した「東京海上ホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」 (以下「対象者プレスリリース」といいます。)

す。)によれば、対象者は、2024年11月19日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2025年1月15日現在、金融庁長官から、保険業法第271条の22第1項に基づく承認（以下、「本承認」といいます。）を得られていないことから、公開買付け期間の末日を、届出当初の2025年1月15日から起算して15営業日を経過した日である2025年2月5日まで延長し、公開買付け期間を合計50営業日とすることを含む買付条件等（公開買付け期間及び決済の開始日）の変更を決定いたしました。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(変更前)

公開買付者は、公開買付け期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、35営業日に設定しております。また、公開買付者と対象者は、対象者が公開買付者以外の者(以下「対抗的買付提案者」といいます。)と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買付提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、公開買付け期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会等が確保されていることを確認しており、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(変更後)

公開買付者は、公開買付け期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、35営業日に設定しておりました。その後、公開買付者は、2025年1月15日現在、金融庁長官から本承認を受けられていないことから、公開買付け期間の末日を、届出当初の2025年1月15日から起算して15営業日を経過した日である2025年2月5日まで延長したため、公開買付け期間は合計50営業日となりました。また、公開買付者と対象者は、対象者が公開買付者以外の者(以下「対抗的買付提案者」といいます。)と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買付提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、公開買付け期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会等が確保されていることを確認しており、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

② 届出当初の買付け等の期間

(変更前)

2024年11月20日(水曜日)から2025年1月15日(水曜日)まで(35営業日)

(変更後)

2024年11月20日(水曜日)から2025年2月5日(水曜日)まで(50営業日)

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(変更前)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目9番2号

auカブコム証券株式会社(復代理人)

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

(変更後)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
auカブコム証券株式会社(復代理人)

東京都千代田区大手町一丁目9番2号
東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

(注) 復代理人は、2025年2月に自らの商号を「三菱UFJ eスマート証券株式会社」に変更する予定です。

② 決済の開始日

(変更前)

2025年1月22日(水曜日)

(変更後)

2025年2月13日(木曜日)

II. その他

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)又は第14条(d)及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本資料及び本資料の参照書類の中に含まれる財務情報は米国の会計基準に基づくものではありません。公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人若しくは個人又は当該法人の関連者(affiliate)について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものといたします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものといたします。

本資料又は本資料の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれております。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではありません。本資料又は本資料の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者及びその関連者、並びに公開買付者及び対象者の各財務アドバイザーの関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けに

よらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英文ウェブサイトにおいても英文で開示が行われます。

以 上